

原議保存期間	30年(令和33年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第325号
令和2年12月28日
警察庁交通局交通企画課長

原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認について(通達)

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第1条第2項第1号の規定により原動機を用いる小児用の車について警察署長が行う確認(以下「確認」という。)の手續等については、「原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認について(通達)」(令和元年10月31日付け警察庁丁交企発第126号。以下「旧通達という。」)により運用されているところであるが、先般、「行政手續における押印等の取扱いに係る緊急対応について(通達)」(令和2年6月30日付け警察庁丁企画発第351号ほか)により、法令(法律及び法律に基づく命令をいう。)に根拠がないにもかかわらず、申請等に必要な書類に署名又は押印(以下「押印等」という。)を求めている手續については、都道府県公安委員会規則の改正等により、押印等を求めないこととされたい旨が示達されたことに伴い、今般、旧通達において規定する様式の押印等に関する記載を廃止する改正を行い、確認に係る事務に関しては、今後、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 確認の手續

(1) 申請の手續等

確認は、車体の大きさの基準(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第1条第1項第1号に定める基準をいう。以下同じ。)に適合しない原動機を用いる小児用の車の利用者から、所轄警察署長(府令第1条第2項第1号に定める通行の場所を管轄する警察署長をいう。以下同じ。)に対し、別記様式第1の確認申請書の提出があった場合に行うものとする。

(2) 審査の方法

申請に係る利用者が原動機を用いる小児用の車を特定の経路を通行させることその他の特定の方法(以下「特定の通行方法」という。)により通行させることが、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、下記の書類を提出させ、これらの書面の書面審査(これらの書面のみでは判断できない場合においては、当該書面審査並びに申請に係る小児用の車及び特定の通行方法についての実地調査)により確認の適否を判断するものとする。

ア 申請に係る小児用の車を作成又は販売する者の作成に係る当該小児用の車の車体の大きさ(長さ、幅及び高さ)を証する書面

イ 申請に係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないもので

あることを疎明する書面

(例) 申請に係る小児用の車が通行する経路を示す見取図

(例) 見通しが悪い交差点等がある場合には、申請に係る小児用の車の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある経路中の箇所において講じる安全措置（小児用の車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）が分かる書面

(3) 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、別記様式第2の確認証（以下「確認証」という。）を交付するものとする。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る小児用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る小児用の車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該警察署長に返納させるものとする。

4 運用上の留意事項

(1) 原動機を用いる小児用の車で車体の大きさの基準に適合しないものは、当該小児用の車を特定の通行方法によって通行させることで他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて警察署長の確認を受けない限り、道路交通法上の歩行補助車等には該当しないことになることから、このような原動機を用いる小児用の車を通行させている者を発見した場合には、速やかに警察署長の確認を受けるよう指導すること。

(2) 申請者に対する確認証の交付及び利用者から確認証が返納された際の受理に係る業務については、警察署長以外の者の専決が可能であるので、その旨留意すること。

別記様式第 1

<p>確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第 1 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、同号の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする原動機を用いる小児用の車の利用者	住所
	氏名
確認を受けようとする原動機を用いる小児用の車	小児用の車の名称
	型式
	製品番号
	<p style="text-align: center;">大きさ</p> <p>長さ センチメートル</p> <p>幅 センチメートル</p> <p>高さ センチメートル</p>
特定の経路を通行させることその他の特定の通行方法の内容	

備考 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。

別記様式第 2

7. 5

第 号 交付 年 月 日

確 認 証

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第 1 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、次の利用者が次の特定の通行方法により次の小児用の車を通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことを確認する。

警察署長 印

記

1 利用者
住 所
氏 名

2 小児用の車の概要

(1) 小児用の車の名称

(2) 型式

(3) 製品番号

(4) 小児用の車の大きさ

長さ	センチメートル
幅	センチメートル
高さ	センチメートル

3 特定の通行方法の内容

(1) 経路

(2) その他

注意事項

1 確認を受けた小児用の車を道路で通行させる場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。

2 確認を受けた小児用の車の利用を止めた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。

1
1
5

- 備考 1 利用者の氏名は、利用者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。